

平成29年度独立行政法人国立印刷局調達等合理化計画の概要

調達の現状分析（平成28年度実績）

1 契約全体の現状 契約全体⇒786件、約263億円

- (1) 競争性のある契約 668件 約169.8億円
- (2) 競争性のない契約 118件 約93.1億円

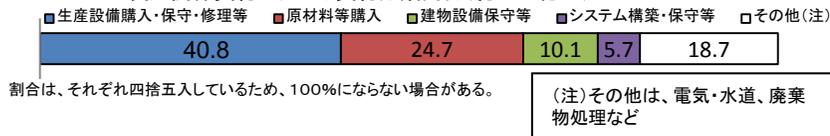
※ 当法人は、日本銀行券、官報、旅券等極めて公共性の高い製品を製造する役割を担っており、その契約は、製造に係る契約が、大宗を占めている。
 (製造関係契約 約237億円 (90.1%)、その他の契約 約26億円 (9.9%))

契約全体(約263億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約のうち生産設備購入・保守・修理等（約97億円）、原材料等購入（約59億円）、建物設備保守等（約24億円）、システム構築・保守等（約13億円）の契約の合計金額が約193億円となり、全体の81.3%を占めている。

製造関係契約における契約分類割合(約237億円)



2 一者応札・応募の現状

一者：155件 約70億円、二者以上：491件 約98億円

※ 一者応札・応募においても、製造に係る契約が、大宗を占めている状況にある。
 (製造関係契約 約61億円 (87.3%)、その他の契約 約9億円 (12.7%))

一者応札・応募(約70億円)における製造関係契約の割合



※ 製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合では、生産設備購入・保守・修理等（約25億円）、システム構築・保守等（約11億円）、建物設備保守等（約6億円）、原材料等購入（約4億円）の契約の合計金額が約46億円となり、全体の75.0%を占めている。

製造関係契約における一者応札・応募の契約分類別割合(約61億円)



調達等合理化計画の取組内容

1 重点的に取り組む分野

- (1) 契約業者が一に限定される「原材料等の購入」及び「生産設備の購入・保守・修理等」の調達については、合理的な契約方式（随意契約）による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
- (2) 契約業者が一に限定されないものの、これまでの取組において、一者応札が解消されていない「原材料等の購入」、「生産設備の保守・修理等」及び「生産設備以外の保守・修理等」の調達、並びに特定の専門的な知識を有する者に限定される「生産設備の購入」の調達については、合理的な契約方式（公募）による調達とし、事務処理の効率化及び経費の削減を目指す。
- (3) 公募を実施しても引き続き一者応募となっている案件については、更なる合理化を図るため、要件を整理した上で、随意契約移行可否について、契約監視委員会の審議を受ける。

2 継続的な取組

- (1) 随意契約に係る取組
 - ① 競争性のない随意契約理由等の厳格な審査、② 少額随意契約の見直し
- (2) 一者応札・一者応募に係る取組
 - ① 入札参加申込期間の十分な確保、② 仕様書の見直し、③ 履行準備期間の十分な確保、④ 競争参加資格の拡大、⑤ 電子入札の活用、⑥ 契約発注情報の公表等

3 調達に係るガバナンスの徹底

- (1) 新規随意契約に関する内部統制の確立
- (2) 不祥事の発生 of 未然防止

4 自己評価の実施

- (1) 調達等合理化計画の自己評価は、各事業年度に係る業務実績評価の一環
- (2) 主務大臣に報告後、大臣による評価
- (3) 主務大臣による評価を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映

5 推進体制

- (1) 調達等合理化・契約検証委員会

調達等合理化計画に定める事項を着実に実施するため、総括責任者を定め、調達等合理化を推進するための体制を整備する。

総括責任者：財務部担当理事、副総括責任者：財務部長
 メンバー：本局各室長・各部長・各部次長等、事務局：財務部契約課
- (2) 契約監視委員会（監事2名、外部有識者3名）
 - ① 調達等合理化計画策定の際の点検、② 自己評価の際の点検、③ 理事長が定める基準に該当する個々の契約案件の事後点検

6 公表

- (1) 調達等合理化計画 (2) 自己評価結果 (3) 契約監視委員会における審議概要